

令和2事業年度 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム経理・知財様式 主な改定事項リスト

連番	様式名		改定概要
1	経理様式 7-①	裁量労働者エフォート率申告書	【廃止】 制度利用者の利便性向上を目的として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等の他資金配分機関とエフォートに関する呼称や様式を合わせるため、従来のJST独自様式を廃止。(参考様式2-①～2-④を新設)
2	経理様式 7-②	裁量労働者エフォート率報告書	【廃止】 同上。
3	知財様式 1	知的財産権出願通知書・知的財産権 設定登録等通知書	【修正】 ・通知書の作成者による押印を不要とし、当該通知書の提出方法は電子メールによる連絡とする。(従来ルールの原本郵送は不要) ・事前申請により承認を受けている知的財産権の移転を通知する場合は、承認時(事前申請に対するJSTの回答文書)におけるJST文書登録番号を、特記事項に記載するよう(注記3)に追記。 ・特許権、実用新案権、意匠権又は育成権知的財産権の出願については、出願番号に国名を付記するよう(注記7)に追記。 ・その他、記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正あり。
4	知財様式 2	知的財産権実施通知書	【修正】 ・通知書の作成者による押印を不要とし、当該通知書の提出方法は電子メールによる連絡とする。(従来ルールの原本郵送は不要) ・特許権、実用新案権、意匠権又は育成権知的財産権の出願については、出願番号に国名を付記するよう(注記3)に追記。 ・事前申請により承認を受けている専用実施権等の設定等を通知する場合は、承認時(事前申請に対するJSTの回答文書)におけるJST文書登録番号を、特記事項に記載するよう(注記6)に追記。 ・その他、記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正あり。
5	知財様式 6	知的財産権移転承認申請書	【修正】 ・特許権、実用新案権、意匠権又は育成権知的財産権の出願については、出願番号に国名を付記するよう(注記3)に追記。 ・その他、記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正あり。
6	知財様式 7	専用実施権等設定・移転承認申請書	【修正】 ・特許権、実用新案権、意匠権又は育成権知的財産権の出願については、出願番号に国名を付記するよう(注記3)に追記。 ・その他、記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正あり。

※上記の他、内容に影響の無い範囲で語句や入力範囲等の修正があります。